

## 【アメリカ】高度人材に関する H-1B 査証を刷新する連邦規則

海外立法情報課 中川 かおり

\* バイデン前政権は、2024 年の 2 月と 12 月の 2 回にわたり、高度人材に関する H-1B 査証を刷新する連邦規則を制定し、それぞれ 2024 年の 3 月、2025 年の 1 月に施行された。

### 1 経緯

1990 年に新設された高度人材に関する H-1B 査証<sup>1</sup>は、原則として雇主が労働者のために申請し、同査証による滞在期間は、当初期間が 3 年以下、1 回限りの更新で認められる期間が 3 年以下、最長 6 年であり、6 年滞在した者は永住資格に変更可能とされる。バイデン (Joe Biden) 前政権は、2023 年 10 月に H-1B 査証についての連邦規則案<sup>2</sup>を公表し、2024 年の 2 月<sup>3</sup>と 12 月<sup>4</sup>にこれを受けた連邦規則を制定した (2024 年 3 月 4 日、2025 年 1 月 17 日各日施行)。同査証には、新設当初から 1 会計年度の発行数上限が定められ、直近の 2024 年 10 月～2025 年 9 月には 65,000 人<sup>5</sup>とされている。これにより、国土安全保障省市民権移民局 (USCIS) は、スタートアップ等を含む米国企業がグローバルな高度人材をより柔軟に雇用できるようになり、米国の技術革新が継続的に推進される等とする<sup>6</sup>。今般制定された連邦規則の概要を紹介する<sup>7</sup>。

### 2 概要

#### (1) 労働者の登録の適正化 (連邦規則集第 8 編第 214.2 条 h 項第 8 号(iii)(A)(2)、同号(iii)(A)(4)(ii))

雇主は労働者を、まず USCIS の登録簿に登録し、登録者数が会計年度の上限を超える場合には、USCIS が無作為抽出により選択した登録者につき、雇主が H-1B 査証の申請を行う。従来、当該登録者の選択可能性を高めるために、雇主による同一労働者の多重登録が散見されてきた<sup>8</sup>。今回、この選択対象を「登録者」から「労働者」に改め、①雇主は各労働者を 1 会計年度に 1 度のみ登録できること、②違反した雇主には、当該労働者について当該会計年度の全ての登録が無効となることを明記した。当該登録には、同査証が交付された場合に各労働者がアメリカへの入国に用いることとなる、各労働者の有効な旅券情報等の提供が雇主に求められる。

#### (2) 非営利研究機関等の定義と基準の緩和 (同条 h 項第 19 号(iii)(C)、h 項第 8 号(iii)(F)(4))

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 4 月 9 日である。

<sup>1</sup> 一時的な滞在を認める非移民査証である。高度人材については、EB-1 (卓越技術労働者)、EB-2 (知的労働者)、EB-5 (投資家) 等の移民査証も存在する。労働政策研究・研修機構「諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査：アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国、EU」『JILPT 資料シリーズ』No.249, 2022.3, pp.11-14. <<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2022/documents/0249.pdf>>

<sup>2</sup> 中川かおり「【アメリカ】高度人材に関する H-1B 査証プログラムを刷新する連邦規則案」『外国の立法』No.298-1, 2024.1, p.25. <<https://doi.org/10.11501/13127898>>

<sup>3</sup> 89 Fed. Reg. 7456 (February 2, 2024). 労働者の登録の適正化に関するもの。本文 2 (1)。

<sup>4</sup> 89 Fed. Reg. 103054 (December 18, 2024). 労働者の登録の適正化以外のもの。本文 2 (2) ～ (6)。

<sup>5</sup> 米国内の対象大学院で修士号以上を取得した 2 万人及び本文 2 (2) の機関の労働者は、当該の上限外とされる。

<sup>6</sup> “DHS Strengthens H-1B Program, Allowing U.S. Employees to More Quickly Fill Critical Jobs,” December 17, 2024. Department of Homeland Security website (Archived Content) <<https://www.dhs.gov/archive/news/2024/12/17/dhs-strengthens-h-1b-program-allowing-us-employers-more-quickly-fill-critical-jobs>>

<sup>7</sup> 規則が同査証の「受益者」、「申請者」とする場合でも、雇用関係を基準に「労働者」、「雇主」として説明する。連邦規則は、主題ごとに連邦規則集 (Code of Federal Regulation) に掲載される。

<sup>8</sup> 89 Fed. Reg. 7456, 7472. *op.cit.*(3)

H-1B 査証の上限外で労働者を雇用できる非営利研究機関及び政府系研究機関を、従来の研究に主に従事し、又は研究を主な使命とする機関から、今回、基本的な活動として研究を行うが、研究に主に従事していない、又は研究が主な使命ではない機関に拡大した。また、従来、当該の非営利研究機関等に直接に雇用される労働者が当該上限外とされるには、当該団体の不可欠の目的、使命等を促進する業務に大部分の労働時間を充てる必要があったが、今回、当該団体の基本的な目的、使命等を促進する業務に半分以上の労働時間を充てればよいとされた。

### (3) F-1 査証から H-1B 査証への中断のない変更（同条 f 項第 5 号(vi)(A)）

従来、F-1（学生）査証<sup>9</sup>から H-1B 査証への資格変更において、滞在資格に中断が生じる者がいた。今回、当該変更が申請されている場合には、当該者に対し、F-1 査証の有効期間及び実務研修等のための就労許可を、H-1B 査証の資格が必要な会計年度の 4 月 1 日<sup>10</sup>又は承認された当該申請の有効期間の開始日のいずれか早い日まで自動的に延長することとした。

### (4) H-1B 査証の対象となる専門職の定義と基準の緩和（同条 h 項第 4 号(ii)、h 項第 4 号(iii)(A)）

従来、建築、工学、数学、物理科学、社会科学、医学・保健、教育学、経営学、会計学、法学、神学及び芸術の諸分野における、高度に専門化された知識を理論的かつ実践的に応用することが必要な職業を専門職とし、同査証の対象としてきた。今回、この諸分野を例示とし、これらに限定されないこととした。また、学位の取得のみで、更なる専門化を図らなくてもこなせるポストは専門職ではないとされる。雇主は、労働者があるポストに就けるために、様々な学位分野を認めることができるが、専門職とされるためには当該分野がポストの職務と直接に関連していなければならないとされた。専門職のポストの基準として、当該分野がポストの職務と直接に関連することに加え、当該の関連する学士以上の学位が「通常は（normally）」当該専門職への就労の最低条件とされる等の 4 要件の 1 つ以上を満たす必要があることとされた。

### (5) H-1B 査証の申請等に対する規制の強化（同条 h 項第 4 号(i)(B)(1)(v)、h 項第 4 号(i)(B)(3)）

次の規定が新設された。①雇主が労働者に雇用地域<sup>11</sup>における支配的賃金（prevailing wage. 地域の該当職種に一般的な賃金）を支払わない等の労働条件申請書<sup>12</sup>への違反につき労働長官から通知があった場合等には、USCIS は、当該通知から最低 1 年間は当該雇主からの H-1B 査証の申請を承認しないこと。②同査証を有する労働者が第三者企業へ派遣される場合には、当該労働者が当該企業のために行う業務は専門職でなければならず、そのポストが専門職であるか否かの判断に最も適切なのは、雇主ではなく、第三者企業であること。

### (6) 労働者が雇主企業の所有者でもある場合の H-1B 査証の新設（同条 h 項第 9 号(iii)(E)）

従来、米国で起業を目指す外国人が H-1B 査証を自ら申請することはできなかった。今回、労働者が雇主企業の支配権を有する場合<sup>13</sup>には、申請が可能となり、同査証の当初期間が 18 か月以下、最初の更新で認められる期間も 18 か月以下とされた。

<sup>9</sup> 大学・高校・語学学校で学ぶ留学生のための査証で、状況により就労が許可され得る。Official U.S. Department of State Visa Appointment Service 「学生ビザ」 USTravelDocs website <<https://ustraveldocs.com/jp/ja/student-visa>>

<sup>10</sup> H-1B 査証に向けた労働者の登録期間は 3 月の約 2 週間とされ、USCIS が選択した労働者につき 3 月 31 日までに通知される。これを受け、4～7 月に雇主が当該査証を申請し、10 月 1 日に査証が発効する。“Navigating the Transition: H-1B Cap-Subject Beneficiary Termination Before October 1st,” Oc.10, 2023, Reddy Neumann Brown PC website <<https://www.rnlawgroup.com/navigating-the-transition-h-1b-cap-subject-beneficiary-termination-before-october-1st/>>

<sup>11</sup> 労働長官が、労働者の支配的賃金を決定する地域。雇主は、H-1B 査証申請の一環として労働長官に当該地域を申請し、この決定を求める。合衆国法典第 8 編第 1182 条 n 項。

<sup>12</sup> Labor Condition Application (LCA). 雇主が労働者について、①賃金が適正である、②同様の地位にある米国労働者に不利な影響を及ぼす労働条件ではない等を労働省に示すもの。労働政策研究・研修機構 前掲注(1), p.17.

<sup>13</sup> 労働者が雇主企業の 50%以上の所有権を有していること等をいう。